

**公職選挙法施行規則の一部を改正する省令（案）  
 に対して提出された意見及び総務省の考え方  
 （令和7年5月10日～6月9日）**

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	個人	<p>現状帰化していれば出自が日本で無い方でも立候補できることになっている          この改定はそういった方々に向けて言葉の使い方を平易にしているような印象を持ちます          海外の方に言わせると日本は永住権を取るより帰化する方が簡単だと          そうすると自国にあまり思い入れの無いような国柄の方々は気軽に帰化申請をしまししょうし侵入して内部から乗っ取りを考えるなんてことも無いとは限りません          今北海道や全国の水源地自衛隊施設の周辺や          国境近くの島々などを国外の方に購入させてしまっている問題もあります          物理的な攻撃防御だけでなくサイバーやこういった侵入などに対してももっと自国を護るという意識それに伴う法体制が喫緊の問題と考えます</p>	<p>御意見として承ります。          なお、本改正は、公職選挙法施行規則（昭和 25 年総理府令第 13 号）に定める候補者の届出書の様式について、地方公共団体からの意見も踏まえ、合理化のための改正を行うものです。</p>	無
2	個人	<p>職名では不足で「具体的な職名」という一言を入れてほしい。          職名だけでは、地方公務員、、みたいに抽象的になる可能性、解釈の違う可能性があるので、追記してほしい</p>	<p>御意見を踏まえ、「職業」をなるべく詳細に記載すべき旨の修正を加えました。</p>	有
3	個人	<p>当省令案の他に経歴を調べさせたり、純粋な日本人以外の人が紛れていないかななどの厳格な捜査をすべき</p>	<p>御意見として承ります。</p>	無
4	個人	<p>はじめに、国の考えとして、投票そのものを投票所に出向いて行うという既成概念に囚われていることから脱却しなければならない。投票所の期日前投票をなし崩し</p>	<p>御意見として承ります。</p>	無

		<p>的に拡大させたことが成果のように取り上げるが、事の本質はそうではない。</p> <p>記名式をマークシート方式やネット投票に切り替えるべきという既出の指摘に取り組む真剣味も薄く、郵便投票の積極的な活用にも後ろ向きだ。なぜ、障害や要介護認定等、重度ともいえる人達にしか適用されないのか。</p> <p>我が国の考え方は、玄関から外まで出られる人間なら、遠くのバス停まで歩き、バスに乗って投票所まで行くのは当たり前に行けることということか。期日前投票は入場整理券さえあればフリーパス状態なのに、郵便投票だと相当の不正投票の可能性があるといわんばかりにハードルが高い。</p> <p>前置きが長くなったが、被選挙権を持つ立候補者の届出は電子申請しか受け付けない、ぐらいの発想がなければ、いつまでも前時代的な投票所中心主義から脱却はできないし、より投票をしやすい環境づくりという発想も期待できない。</p> <p>最後に、総務省の職員の一人だけでも、昭和の時代に地元が建てた地区公民館を投票所に行っている場所を視察等したことがあるのだろうか?大体は地元の人以外には分かりづらい場所にあり、入口も狭く、入るのに躊躇するところが多い。こういう環境の投票所を国は投票所と認めない、大胆さも必要だ!</p>		
5	個人	改正していいと思います。	本改正に賛成の御意見として承ります。	無
6	個人	<p>本改正は、候補者等に兼職不可である職業を申告させるものとして、選挙事務の合理化につながるから、賛成する。</p> <p>もっとも、兼職規制そのものについて、いわゆる二重行政を緩和する観点から、道府県知事と(政令)指定都市の市長の兼職を例外として可能にすることを、大都市における行政課題への対応に関するWGで検討していただき</p>	本改正に賛成の御意見として承ります。	無

		たい。		
7	個人	改正は良いと思います。	本改正に賛成の御意見として承ります。	無

【提出意見 7件】 上記の他、案とは無関係の御意見と判断し、提出意見として扱わなかったものが1件ありました。